

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
3	個人住民税に関する事務

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

礼文町は、個人住民税に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

礼文町長

## 公表日

令和6年6月25日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	個人住民税に関する事務
②事務の概要	地方税法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①個人・法人(給与、報酬、配当等の支払者、国税庁、公的年金支払者等)から提出された賦課資料に基づき、住民税を賦課する。 ②納税義務者からの減免等の申請による住民税の減免等を行う。 ③賦課額に基づき、住民に対し収納業務を行い、納期限までに徴収できなければ、滞納整理業務を実施する。 ④証明書等の発行を行う。 番号法の別表第二に基づいて、個人住民税に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバーへ登録する。
③システムの名称	1 個人住民税システム 2 審査システム(eLTAX) 3 収納管理システム 4 団体内統合宛名管理システム 5 中間サーバー・ソフトウェア
2. 特定個人情報ファイル名	
1 個人住民税情報ファイル 2 収納・滞納管理情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号) ・番号法第9条第1項 別表第一の16の項 ・番号法第9条第3項 ・番号法第19条第9号 2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(別表第一省令)(平成26年内閣府・総務省令第5号) ・別表第一省令第16条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</span>
②法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120の項) 平成26年内閣府・総務省令第7号(第1、2、3、4、6、7、8、10、12、13、16、19、20、21、22、23、25、28、31、32、33、34、35、36、37、38、39、40、43、44、45、47、49、50、51、53、54、55、58、59条)
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	礼文町町民課
②所属長の役職名	課長 澁谷 秀勝
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	礼文町総務課総務係 礼文郡礼文町大字香深村字トンナイ558番地の5 TEL 0163-86-1001
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	礼文町町民課税務係 礼文郡礼文町大字香深村字トンナイ558番地の5 TEL 0163-86-1001

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1,000人以上1万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年6月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年6月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

<b>1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類</b>		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
<b>2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)</b>		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>3. 特定個人情報の使用</b>		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託</b> [ <input type="radio"/> ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)</b> [ <input type="radio"/> ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>6. 情報提供ネットワークシステムとの接続</b> [ <input type="checkbox"/> ]接続しない(入手) [ <input type="checkbox"/> ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>7. 特定個人情報の保管・消去</b>		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>8. 監査</b>		
実施の有無	[ <input type="radio"/> ] 自己点検 [ <input type="checkbox"/> ] 内部監査 [ <input type="checkbox"/> ] 外部監査	
<b>9. 従業者に対する教育・啓発</b>		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月24日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	課長 濱谷 和明	課長 赤坂 正登	事後	人事異動のため
令和1年6月24日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	礼文町 総務課総務担当 097-1201 北海道礼文郡礼文町大字香深村字トンナイ558番地の5	礼文町 総務課総務係 097-1201 北海道礼文郡礼文町大字香深村字トンナイ558番地の5	事後	係制施行のため
令和1年6月24日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取り扱いに関する問合せ 連絡先	礼文町 町民課税務担当 097-1201 北海道礼文郡礼文町大字香深村字トンナイ558番地の5	礼文町 町民課税務係 097-1201 北海道礼文郡礼文町大字香深村字トンナイ558番地の5	事後	係制施行のため
令和2年6月17日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の係数か	平成29年2月1日 時点	令和2年6月1日 時点	事後	対象人数確認による修正
令和2年6月17日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の係数か	平成29年2月1日 時点	令和2年6月1日 時点	事後	取扱者数確認による修正
令和3年6月15日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	課長 赤坂 正登	課長 蔵部 晃一	事後	人事異動のため
令和3年6月15日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の係数か	令和2年6月1日 時点	令和3年6月1日 時点	事後	対象人数確認による修正
令和3年6月15日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の係数か	令和2年6月1日 時点	令和3年6月1日 時点	事後	取扱者数確認による修正
令和3年9月1日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第19条第8号	番号法第19条第9号	事後	番号法改正による号ズレ
令和3年9月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事後	番号法改正による号ズレ
令和5年12月21日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	課長 蔵部 晃一	課長 石動 仁	事後	人事異動のため
令和5年12月21日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の係数か	令和3年6月1日 時点	令和5年12月1日 時点	事後	対象人数確認による修正
令和5年12月21日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の係数か	令和3年6月1日 時点	令和5年12月1日 時点	事後	取扱者数確認による修正
令和6年6月25日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	課長 石動 仁	課長 澁谷 秀勝	事後	人事異動のため
令和6年6月25日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の係数か	令和5年12月1日 時点	令和6年6月1日 時点	事後	対象人数確認による修正
令和6年6月25日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の係数か	令和5年12月1日 時点	令和6年6月1日 時点	事後	取扱者数確認による修正